

第13回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
開場は午前9時を予定しております。

開催場所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 コンベンションホール

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第13回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	7
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41
株主総会参考書類	47

新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださることをご検討くださいますようお願い申し上げます。
また、ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指の消毒、サーモグラフィーによる体温チェック等の感染防止の措置にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

証券コード 2269

2022年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目4番16号

明治ホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO 川村和夫

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、下記のとおり郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、開催日前日の2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時 開場は午前9時を予定しております。
2. 場 所	東京都港区芝公園四丁目8番1号 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください)
3. 目的事項	報告事項 1. 第13期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監 査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使することができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を**会場受付へご提出**くださいますようお願い申し上げます。

日時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時（開場は午前9時を予定しております。）

場所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください)

郵送で議決権を行使される場合



郵送により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日） 午後5時40分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日） 午後5時40分まで

- インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 郵送とインターネットにより、議決権行使が重複して行われた場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人としてご出席いただける方は議決権を行使することができる他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 本株主総会の招集に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 1. 事業報告中の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 2. 連結計算書類中の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 3. 計算書類中の株主資本等変動計算書および個別注記表
- 株主総会当日に投影予定の事業報告等説明用の資料を、株主総会1週間前を目途に、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する予定です。
- 今後、新型コロナウイルスへの感染状況等が変化することにより株主総会の運営等に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

当社ウェブサイト (<https://www.meiji.com/>)

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

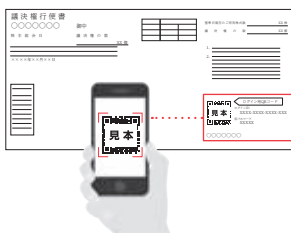
行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時40分まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンの場合

1. QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、2の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」により、再度議決権行使をお願いいたします。

2. ログインID・仮パスワードを入力する方法



議決権行使サイトにアクセスして「株主総会に関するお手続き」ボタンをクリックしてください。



同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

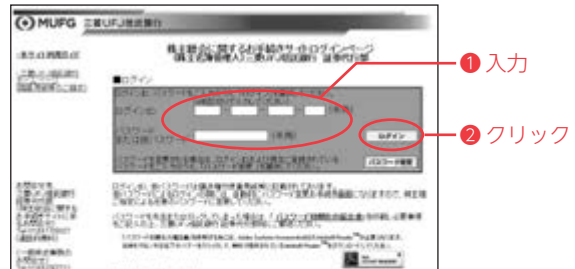
パソコンの場合

① 議決権行使サイトへアクセス



議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9時～21時、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当社グループは、当期より「2023中期経営計画」をスタートさせました。基本コンセプト「明治ROESG[®]**経営の実践」に基づき、利益成長とサステナビリティ活動の同時実現に向けて、以下の重点課題に取り組んでおります。

1. 事業戦略

(食品事業) (1) コア事業の成長力の回復

(2) 海外展開の強化

(医薬品事業) (1) ワクチン事業の強化

(2) 受託製造/受託製造開発 (CMO/CDMO) 事業の強化

(グループ全体) 新領域への挑戦

2. ROIC活用による経営管理体制強化

3. 成長投資の継続と強固な財務基盤構築の両立

4. サステナビリティ2026ビジョンの着実な実行

※「ROESG」は一橋大学・伊藤邦雄氏が開発した経営指標で、同氏の商標です。

当期は、新型コロナウイルス感染症による世界経済や国内消費動向への影響が続いたことに加え、原材料価格やエネルギーコスト高騰により、厳しい環境下での事業展開となりました。

食品事業では、国内において消費者の健康や栄養に対する意識が変化する中で、新たな需要を確実に捉えるべく、コア事業に経営資源を重点的に投下し、売上拡大に取り組みました。海外では引き続き中国における生産販売能力を強化し、次の成長の柱となる事業育成に取り組みました。

医薬品事業では、ヒト用ワクチン事業の強化と海外事業の伸長に取り組みました。感染症領域のトップメーカーとして、当社グループが持つ感染症に関する高い技術・設備や豊富な経験を活用し、外部の研究機関と協力の上、新型コロナウイルス感染症の不活化ワクチン開発と生産体制の整備を進めました。また、事業基盤の強化と新薬の創出に向けて経営資源を集中するため、当社の持分法適用関連会社であるDM Bio Limitedの株式全部や農薬製造販売事業を譲渡するなど、構造改革を推進しました。

これらの結果、当期における連結売上高は前期比15.0%減の1兆130億92百万円、営業利益は前期比12.4%減の929億22百万円、経常利益は前期比14.7%減の939億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比33.3%増の874億97百万円となりました。

	第12期 (2021年3月期)	第13期 (2022年3月期)	対前期 増減率
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
売上高	1,191,765	1,013,092	15.0%減
営業利益	106,061	92,922	12.4%減
経常利益	110,176	93,985	14.7%減
親会社株主に帰属する当期純利益	65,655	87,497	33.3%増

(注) 当期(第13期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発・供給の取組みを次のとおり進めております。

当社の事業子会社であるKMバイオロジクス株式会社では、新型コロナウイルス感染症に対する不活化ワクチンの開発を進めております。2022年4月からは、承認に向けた最終段階となる第3相臨床試験（国際共同）および国内小児第2／3相臨床試験を開始しました。加えて、この不活化ワクチンを国内に早期供給すべく、生産に必要な設備の整備も進めており、2021年12月には不活化ワクチンの試験検査を行う新棟が竣工しました。他の製造設備工事も計画通り進捗しております。

アストラゼネカ株式会社（以下「アストラゼネカ社」）が日本へ導入している新型コロナウイルスワクチンについて、KMバイオロジクス株式会社は、2021年3月よりアストラゼネカ社から供給された原液の製剤化を行いました。また、Meiji Seika ファルマ株式会社は、同年8月より同ワクチンの保管・配送・安全性情報収集の業務を行っております。

当期における事業別の概況は次のとおりであります。

[食品事業]

〈ヨーグルト・チーズ（プロバイオティクス、ヨーグルト、チーズ）〉

売上高は前期を下回りました。体調管理意識の高まりや巣ごもり消費で好調に推移した前期の反動に加え、競争激化の影響によりプロバイオティクスは大幅な減収となりました。またヨーグルトやチーズも減収となりました。

営業利益は、減収や原材料コスト増の影響により前期を大幅に下回りました。

〈ニュートリション（乳幼児ミルク、スポーツ栄養、流動食、美容）〉

売上高は前期を上回りました。スポーツプロテイン「ザバス」は、運動不足解消ニーズの高まりや顧客層の拡大により増収となりました。乳幼児ミルクや流動食も好調に推移しました。

営業利益は、原材料コストや販売促進費、減価償却費などが増加しましたが、増収により前期を上回りました。

〈チョコレート・グミ〉

売上高は前期を上回りました。チョコレートは前期並みとなりましたが、前期に通勤・通学時やオフィスでの需要減少で苦戦していたグミが前期を大幅に上回りました。

営業利益は、原材料コストや減価償却費などが増加しましたが、増収により前期を上回りました。

〈牛乳〉

売上高は前期を下回りました。巣ごもり消費で好調に推移した前期の反動に加え、品目数削減の影響などにより減収となりました。

営業利益は前期より改善しました。減収の影響を販売促進費や生産体制の見直しによる経費削減によってカバーしました。

〈業務用食品〉

売上高は前期を大幅に上回りました。外出自粛の影響で需要減となった前期の反動で、業務用クリーム、業務用乳製品が大幅な増収となりました。

営業利益は、物流費や販売促進費が増加しましたが、増収により前期を大幅に上回りました。

〈フローズン・調理食品（アイスクリーム、調理食品、バター・マーガリン類）〉

売上高は前期を下回りました。前期の家庭内需要の反動により、バター・マーガリン類が減収となりました。また、前期の反動に加えて、天候不順の影響を受けたアイスクリームも減収となりました。

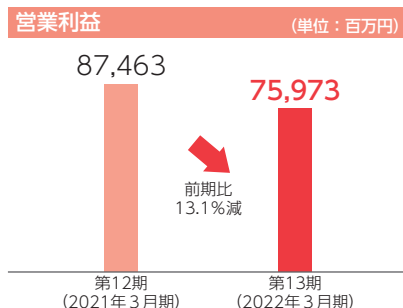
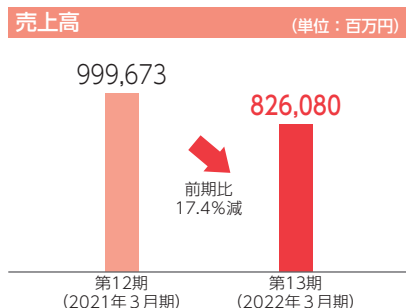
営業利益は、コストコントロールに努めましたが、減収や原材料コスト増の影響により前期を大幅に下回りました。

〈海外（海外子会社、輸出）〉

売上高は前期を大幅に上回りました。中国の牛乳・ヨーグルト事業は減収となりましたが、アイスクリーム事業は大幅な増収となりました。加えて、新規連結の子会社が2社増えたことも寄与しました。

営業利益は、中国事業強化のため人件費やマーケティング費用が増加したことに加え、中国における牛乳・ヨーグルト事業の減収、米国事業での原材料コスト増の影響などにより、前期を大幅に下回りました。

これらの結果、当事業における連結売上高は前期比17.4%減の8,260億80百万円、営業利益は前期比13.1%減の759億73百万円となりました。



(注) 当期（第13期）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

[医薬品事業]

〈国内医薬品〉

売上高は前期を上回りました。前期に新型コロナウイルス感染症拡大による医療機関受診患者数減少の影響を受けた抗菌薬や新型コロナウイルス抗原検査キットが増収になりました。また、アストラゼネカ社の新型コロナウイルスワクチンの保管・配送・安全性情報収集に関する受託収入も寄与しました。

営業利益は、薬価改定の影響を受けたことに加え、研究開発費の増加などにより、前期を大幅に下回りました。

〈海外医薬品〉

売上高は前期を上回りました。中国の子会社は新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により減収となりましたが、インドの子会社は受託製造事業が好調に推移し、増収となりました。

営業利益は、インドの子会社の増収などにより、前期を上回りました。

〈ヒト用ワクチン〉

売上高は前期を下回りました。B型肝炎ワクチン「ビームゲン」の減収や、プレパンデミックインフルエンザワクチンの受託製造がなかったことが影響しました。インフルエンザワクチンは好調に推移し、アストラゼネカ社の新型コロナウイルスワクチン製剤化に関する受託収入も発生しました。

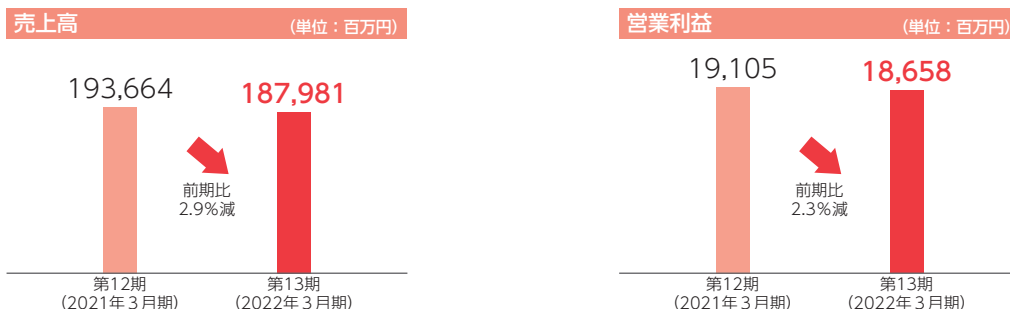
営業利益は、アストラゼネカ社の新型コロナウイルスワクチン製剤化に関する受託収入やコスト低減などにより、前期を大幅に上回りました。

〈農薬・動物薬（農薬、動物薬、動物用ワクチン）〉

売上高は、第4四半期に農薬事業を譲渡したことで前期を大幅に下回りました。

営業利益は、動物薬事業の減収などにより前期を下回りました。

これらの結果、当事業における連結売上高は前期比2.9%減の1,879億81百万円、営業利益は前期比2.3%減の186億58百万円となりました。



(注) 当期(第13期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は支払ベースで883億20百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当期継続中の主要な設備

事業部門	会社名	設備投資の内容
食品事業	株式会社 明治	製造棟および粉ミルク生産設備（埼玉工場）
食品事業	株式会社 明治	市乳生産工場（恵庭工場）
食品事業	明治乳業（天津）有限公司	市乳生産工場
食品事業	明治食品（広州）有限公司	市乳・菓子等生産工場

③ 資金調達の状況

当社は、2023中期経営計画で予定したESG投資をはじめとするサステナビリティ活動に必要な資金について、2021年1月に策定したサステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき、2021年4月23日に第10回無担保社債「サステナビリティボンド」（100億円）を発行いたしました。

当社は、機動的な資金調達および資金効率の改善を目的として、主要取引金融機関6行と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当期末における借入実行残高はありません。

④ 対処すべき課題等

イ. 経営の基本方針

当社グループは、グループ理念に掲げる使命・役割のもと、「食と健康」の企業グループとしてお客さまの生活充実に貢献することで持続的な成長・発展をすべく全力を尽くし、あらゆるステークホルダーとの信頼に基づき企業価値の向上を図ってまいります。

[グループ理念]

私たちの使命は、「おいしさ・楽しさ」の世界を拓け、
「健康・安心」への期待に応えてゆくこと。

私たちの願いは、「お客さまの気持ち」に寄り添い、
日々の「生活充実」に貢献すること。

私たち明治グループは、「食と健康」のプロフェッショナルとして、
常に一歩先を行く価値を創り続けます。

[経営姿勢] グループ理念を実現させていくにあたり、経営の基本姿勢を表明したものです。

1. 「お客さま起点」の発想と行動に徹する。
2. 「高品質で、安全・安心な商品」を提供する。
3. 「新たな価値創造」に挑戦し続ける。
4. 「組織・個人の活力と能力」を高め、伸ばす。
5. 「透明・健全で、社会から信頼される企業」になる。

□. 中長期的な経営戦略

当社グループは、移り変わる環境下にあってもグループ理念を体現し、成長し続ける企業グループであるために、2026年度（2027年3月期）までの長期ビジョンを策定し、その実現を目指しております。実現に向けては3年ごとの中期経営計画を策定してより具体的な実行計画に落とし込み、取り組んでおります。

[明治グループ2026ビジョン「Beyond meiji ～想像以上の明治へ～」]

〈目指す企業グループ像〉

明治グループ100年で培った強みに、新たな技術や知見を取り入れて、
「食と健康」で一歩先を行く価値を創造し、日本、世界で成長し続ける

〈目標水準〉

- ・ 営業利益成長率 1桁台半ば以上（年平均）
- ・ 海外売上高比率 20%を目指す
- ・ ROE 10%以上を維持

〈重点方針〉

- ① コア事業での圧倒的優位性の獲得
- ② 海外市場での成長基盤の確立
- ③ 健康価値領域での新たな挑戦
- ④ 社会課題への貢献

長期ビジョンの実現に向けては、上記の重点方針に沿って策定した「事業ビジョン」「サステナビリティビジョン」「経営基盤ビジョン」をもとに、活動を推進しております。

〈事業ビジョン〉

（食品事業）

国内ではコア事業であるヨーグルト、チョコレート、栄養食品に注力すると同時に、さらなる事業ポートフォリオの強化を目指します。海外では、各地域で明治らしい、差別化された商品を展開し、独自のポジションを確立します。そしてブランド認知を獲得し、成長を加速させます。

（医薬品事業）

感染症治療薬やジェネリック医薬品、バイオ医薬品などを国内のみならず、海外展開も含めてトータルで拡大します。特に感染症領域ではアジアのリーディングカンパニーとなるべく、生産能力、研究開発、普及活動をそれぞれ強化します。

（グループ）

食品、医薬品の各事業で培ったノウハウ・強みを活かすとともに、オープンイノベーションにより社外の知見を積極的に取り入れることで、健康・予防領域における独自価値の創出を目指します。

〈サステナビリティビジョン〉

人びとが健康で安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指して、事業を通じた社会課題の解決に貢献すべく、「こころとからだの健康に貢献」「環境との調和」「豊かな社会づくり」を主要活動テーマに掲げ、推進します。

〈経営基盤ビジョン〉

機能的・戦略的なマネジメント体制の確立や、一人一人の力が発揮できる環境・仕組み・風土づくり、さらにはmeijiブランドの進化に向けた取組みを推進します。

ハ. 経営環境および対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、競争の激化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市場構造や消費マインドの変化など、不透明な状況が続いています。また、原材料価格やエネルギーコストの高騰が企業収益を圧迫し、消費者物価にも大きな影響を与えています。加えて、気候変動や環境問題への対応、人権や多様性の尊重、持続可能な調達活動など、企業が果たすべき役割や責任も増大しています。企業価値評価の考え方も大きく変わっており、企業の持続可能性、リスクへの強靱性、社会への貢献度が重視されています。

このような環境下において、当社グループはグローバルで健康・栄養の社会課題の解決に貢献できる企業として持続的な成長を目指すべく、以下の課題に適切に取り組んでまいります。

- ・事業活動とサステナビリティ活動が相互に矛盾せず、同時に実現できるビジネスモデルの確立を目指します。社会課題解決への取組みは事業成長やイノベーションのためのシーズであり、新たな価値創造に果敢に挑戦します。
- ・経営効率や資本コストを意識した経営管理体制に転換し、最適な事業ポートフォリオを構築し、資本生産性のさらなる向上を目指します。
- ・赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の「こころとからだの健康」に貢献するユニークな企業グループとしての強みに磨きをかけ、グループシナジーの創出を実現します。

[2023中期経営計画 (2022年3月期～2024年3月期)]

当社グループは創業から続く「健康価値の提供」を再認識し、世界の人びとや社会と健康をシェアするサステナブルな企業グループとして成長することを目指します。

「2023中期経営計画」では従来の売上高や営業利益などの成長性・収益性の目標指標に加えて、新たに明治ROESG[®]を掲げます。明治ROESG[®]はROEとESG指標に、明治らしいサステナビリティ目標を加えた独自の指標です。これを役員報酬と連動させることにより、その実効性を担保します。また、ROICも資本生産性や効率性の目標指標として新たに設定します。事業別にROICを活用して効率性や収益性を管理することで資本コストを意識した事業運営を徹底し、事業ポートフォリオ戦略の権限や責任体制を明確化します。設備投資や研究開発投資の評価としても活用し、グループ全体の経営管理体制を強化します。

●目標指標

	2021年度 実績 (2022年3月期)	2023年度 目標 (2024年3月期)
明治ROESG®	12.3ポイント	13ポイント
連結売上高	1兆130億円	1兆800億円
・食品事業	8,260億円	8,745億円
・医薬品事業	1,879億円	2,090億円
連結営業利益（率）	929億円 (9.2%)	1,200億円 (11.1%)
・食品事業	759億円	1,020億円
・医薬品事業	186億円	185億円
海外売上高	929億円	1,345億円
ROIC	8.4%	10%以上
ROE	13.5%	11%以上

●事業戦略

(食品事業)

・コア事業の成長力の回復

ヨーグルトやプロバイオティクスは、既存商品の機能やエビデンスを強化するとともに、新たな健康価値を持った新製品の開発にも取り組みます。ニュートリションでは、引き続きスポーツプロテイン「ザバス」の売上拡大に取り組むとともに、乳幼児ミルクや流動食は提供価値の拡充によるシェア拡大を目指します。チョコレートは、カカオの価値を活かした新たな商品開発にチャレンジします。サステナブルカカオ調達を推進し、商品の付加価値化をさらに進めます。また、生産体制の最適化に取り組みます。

・海外展開の強化

特に注力する中国エリアでは、牛乳・ヨーグルト、菓子、アイスクリームの各事業において生産能力を大幅に拡大し、売上成長を加速します。また、プロバイオティクスや「ザバス」の売上拡大にも取り組み、次の成長の柱として育成します。

(医薬品事業)

毎年実施される国内の薬価改定や受診行動の変化による影響に左右されない、強固な事業ポートフォリオを構築します。

・ワクチン事業の強化

製販一体となったサプライチェーンマネジメントをさらに強化します。また、研究開発における社内外の連携を強化するとともに、新たな創薬技術の構築にも取り組みます。

・受託製造／受託製造開発（CMO／CDMO）事業の強化

海外市場に向けては、既存顧客との取引拡大や新規取引の獲得に取り組み、生産能力も増強します。また、研究開発力を強化して競争優位性を確保するとともに、医薬品アクセス向上に対応します。日本市場に向けては、日本水準の高い品質と低コストでの製造が可能なインド子会社の大規模生産能力を活用し、取引拡大を目指します。

(グループ)

・免疫領域での貢献

抗老化素材の事業化や免疫増強物質の創出など、健康寿命延伸に向けた新たな価値提供に取り組みます。

・オープンイノベーションの推進

外部との連携を強化し新規事業の創出を目指します。「明治アクセラレータープログラム」をはじめとする複数の創発プログラムを新設・実行するとともに、新しい技術を持つスタートアップ企業やベンチャー企業を探索します。

●財務戦略

- ・ R O I C の活用により経営管理体制を強化し、資本生産性の向上に取り組みます。
- ・ 資本配分については、営業キャッシュフローの範囲内で成長投資を実施するとともに、継続的な増配を目指します。また最適資本構成の観点から自己株式の取得も検討します。政策保有株式は30%削減（簿価ベース）します。

●サステナビリティ戦略

各活動テーマの中で以下の取組みを重点的に進めます。また、E S G 投資枠を設定し、CO₂ 排出量の削減や脱フロン対策、プラスチック使用量の削減、水資源の確保、医薬品の安定供給に関連した取組みを円滑に遂行します。

(こころとからだの健康に貢献)

- ・事業を通じた健康な食生活への貢献
健康志向商品や付加価値型栄養商品を創出し、健康な食生活や食文化の普及・啓発に取り組みます。
- ・新興・再興感染症への対応
新型コロナウイルスワクチンの開発・供給に取り組むとともに、デング熱などのワクチン開発を進めます。

(環境との調和)

- ・気候変動への対応
再生可能エネルギーの活用を強化します。また、S B T（科学と整合した目標設定）認定の取得やインターナルカーボンプライシング（企業内での炭素の価格付け）の導入、特定フロン全廃に向けた取組みを進めます。
- ・プラスチック資源循環の推進
引き続き、容器包装の軽量化や紙製への変更などの「リデュース」の取組みを進めるとともに、バイオマスプラスチックや再生プラスチックの使用を拡大します。
- ・水資源の確保
水使用量を削減するとともに水源保全活動を進め、水リスクに対応します。

(豊かな社会づくり)

- ・多様性の尊重
ダイバーシティ&インクルージョンの取組みを進めます。
- ・人権の尊重
人権デュー・ディリジェンスを実施し、適切に情報を開示します。
- ・働きやすい職場づくり
会社と健康保険組合で構成する「グループ人財委員会（健康経営分科会）」にて、健康経営の重点目標を設定し、積極的に推進します。

(持続可能な調達活動)

人権・環境に配慮して原材料を調達します。責任あるサプライチェーンを構築するとともに、サステナブルカカオ豆、認証パーム油、環境配慮紙の計画的な調達を進めます。

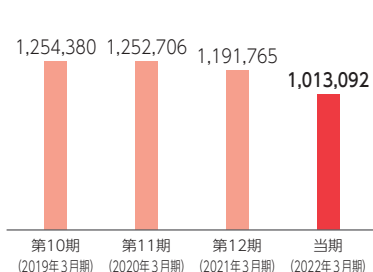
株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

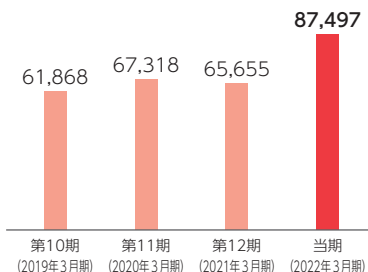
区 分	第10期 (2019年3月期)	第11期 (2020年3月期)	第12期 (2021年3月期)	当期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	1,254,380	1,252,706	1,191,765	1,013,092
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	61,868	67,318	65,655	87,497
1株当たり当期純利益 (円)	426.61	464.08	452.52	607.24
総資産 (百万円)	1,004,143	998,920	1,067,000	1,117,459
純資産 (百万円)	560,630	597,573	659,358	713,021
1株当たり純資産 (円)	3,635.79	3,879.18	4,282.80	4,781.52

- (注) 1. 当期(第13期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 第12期において、第11期に実施した企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第11期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映した数値を記載しております。

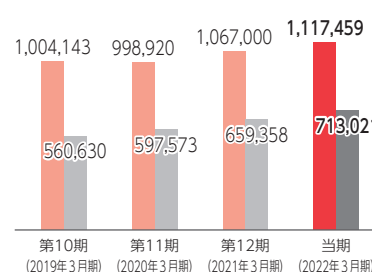
売上高 (単位: 百万円)



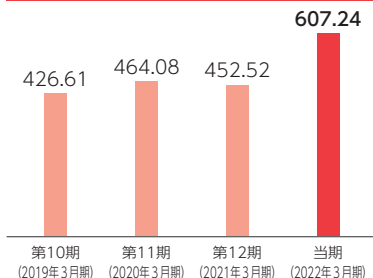
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



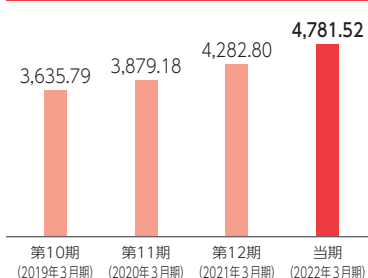
総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産 (単位: 円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の持株比率 (間接保有を含む) (%)	主要な事業内容
株式会社 明治	33,646	100.00	牛乳・乳製品、菓子、食品等の製造販売等
Meiji Seika ファルマ株式会社	28,363	100.00	医療用医薬品、動物薬の製造販売等
KMバイオロジクス株式会社	10,000	49.00	ヒト用ワクチン、動物用ワクチン、血漿分画製剤の製造販売等
明治フレッシュネットワーク株式会社	100	100.00	牛乳・乳製品等の販売
株式会社明治フードマテリア	300	95.04	砂糖、糖化穀粉、機能性素材、業務用食材の販売
明治ロジテック株式会社	98	100.00	一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 明治	東京都中央区京橋二丁目2番1号	183,946百万円	391,413百万円

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業および製品は次のとおりであります。

事業部門	主要な製品
食品事業	ヨーグルト、牛乳類、飲料、チーズ、バター・マーガリン、クリーム、アイスクリーム、調理食品、チョコレート、グミ、ガム、スポーツ栄養、乳幼児ミルク、流動食、美容、一般用医薬品、砂糖および糖化穀粉等
医薬品事業	医療用医薬品、動物薬等

(5) 主要な営業所および工場等（2022年3月31日現在）

当 社	本 社：東京都中央区京橋二丁目4番16号
	研究所：価値共創センター（東京都八王子市）
株 式 会 社 明 治	本 社：東京都中央区
	支 社：関東支社（東京都江東区）等5支社
	工 場：戸田工場（埼玉県戸田市）等27工場
	研究所：商品開発研究所（東京都八王子市）等4研究所
Meiji Seika ファルマ株式会社	本 社：東京都中央区
	支 店：医薬東京支店（東京都墨田区）等10支店
	工 場：小田原工場（神奈川県小田原市）等2工場
	研究所：製薬研究所（神奈川県小田原市）等2研究所
KMバイオロジクス株式会社	本 社：熊本県熊本市北区
	工 場：熊本工場（熊本県熊本市北区）等4工場
明治フレッシュネットワーク株式会社	本 社：東京都江東区
株式会社明治フードマテリア	本 社：東京都中央区
明治ロジテック株式会社	本 社：東京都江東区

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業部門	従業員数 (名)	前 期 比
食品事業	10,464 [5,177]	261名減 [567名減]
医薬品事業	6,783 [2,661]	254名減 [57名増]
共 通	89 [26]	19名増 [5名増]
合 計	17,336 [7,864]	496名減 [505名減]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 共通として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない従業員の数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
シンジケートローン	26,351
株式会社日本政策金融公庫	5,415
株式会社三菱UFJ銀行	4,849
株式会社みずほ銀行	4,538

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行および複数の主要取引金融機関を幹事とするものであります。

(8) 吸収分割および他の会社の株式の処分の状況

当社の連結子会社であるMeiji Seikaファルマ株式会社は、その完全子会社として新たに設立した株式会社MMAGに対して、農薬の製造販売事業を吸収分割の方法で承継させた上で、株式会社MMAGの全株式を、2022年1月4日付で三井化学株式会社の完全子会社である三井化学アグロ株式会社に譲渡いたしました。

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 560,000,000株
- ② 発行済株式の総数 148,369,500株
- ③ 株主数 100,454名 (前期末に比し4,118名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,170	17.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,034	5.00
日本生命保険相互会社	3,348	2.38
農林中央金庫	2,892	2.05
明治ホールディングス従業員持株会	2,669	1.90
明治ホールディングス取引先持株会	2,654	1.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,521	1.79
株式会社みずほ銀行	2,417	1.72
株式会社りそな銀行	2,117	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,708	1.21

- (注) 1. 2022年3月31日現在、当社は自己株式を7,548,999株所有しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付を受けた人数
取締役 (社外取締役を除く)	4,951株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年11月9日開催の取締役会の決議に基づき、2021年11月10日から2022年3月25日までの期間において、普通株式4,313,900株、総額29,989,737,000円の自己株式を取得しました。

当社は、2022年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、2022年3月31日付で自己株式4,313,900株を消却しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	川 村 和 夫	株式会社 明治取締役 Meiji Seika ファルマ株式会社取締役 一般社団法人Jミルク会長 食品産業中央協議会会長
取 締 役	小 林 大 吉 郎	Meiji Seika ファルマ株式会社代表取締役社長 KMバイオリジクス株式会社代表取締役会長
取 締 役	松 田 克 也	株式会社 明治代表取締役社長 日本チョコレート・ココア協会会長
取 締 役	塩 崎 浩 一 郎	Meiji Seika ファルマ株式会社取締役 KMバイオリジクス株式会社取締役
取 締 役	古 田 純	株式会社 明治取締役
社 外 取 締 役	松 村 眞 理 子	弁護士 株式会社 アダストリア社外監査役 株式会社 ファンドクリエーショングループ社外監査役
社 外 取 締 役	河 田 正 也	日清紡ホールディングス株式会社取締役会長 セントラル硝子株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	久 保 山 路 子	株式会社 三越伊勢丹ホールディングス社外取締役 株式会社 Kids Smile Holdings社外取締役 株式会社 三井住友銀行社外取締役
常 勤 監 査 役	千 田 広 秋	
常 勤 監 査 役	大 野 高 敬	
社 外 監 査 役	渡 邊 肇	弁護士 株式会社 日立物流社外取締役
社 外 監 査 役	安 藤 ま こと	公認会計士 日本コンクリート工業株式会社社外監査役 インヴァスト株式会社社外取締役

- (注) 1. 2021年6月29日付にて、岩下智親および村山徹の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2021年6月29日付にて、松住峰夫および田中弘幸の両氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 2021年6月29日開催の第12回定時株主総会において、河田正也および久保山路子の両氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 2021年6月29日開催の第12回定時株主総会において、千田広秋および大野高敬の両氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役松村真理子、河田正也および久保山路子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 取締役松村真理子氏の戸籍上の氏名は細井真理子であります。また、久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。
7. 監査役渡邊肇および安藤まことの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 監査役千田広秋氏は当社グループにおいて、経理・財務、監査等の要職を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役安藤まこと氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。
10. 株式会社 明治、Meiji Seika ファルマ株式会社およびKMバイオロジクス株式会社は当社の子会社であります。
11. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 、 担 当 (分 掌 業 務)
川 村 和 夫	社長 C E O 経営企画部・グループ人事戦略部・価値共創センター管掌
小 林 大 吉 郎	執行役員 C O O (医薬品セグメント)
松 田 克 也	執行役員 C O O (食品セグメント)
塩 崎 浩 一 郎	専務執行役員 C F O 経営管理部・リスクマネジメント部管掌
古 田 純	専務執行役員 C S O I R広報部・サステナビリティ推進部管掌
谷 口 茂	執行役員 価値共創センター管掌 (AMED CICLE事業担当)
松 岡 伸 次	執行役員 サステナビリティ推進部長
松 本 有 平	執行役員 グループ人事戦略部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が業務について行った行為に起因して株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害を除くなど一定の免責事由を設けているほか、免責金額の定めも設けており、当該免責金額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の当事業年度に係る報酬等の総額等

イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

●報酬制度の目的

当社の役員報酬制度は、長期ビジョン達成に向けたグループ一体での事業運営、コーポレートガバナンスの拡充・強化の観点を踏まえ、以下のとおり目的を定めております。

役員報酬制度の目的（2011年制定）

- ①社内外の優秀人材を採用し、動機付け、引き留められる報酬水準を担保する
- ②短期および中長期の経営目標に対する動機付けとなる
- ③生み出した成果に対して適切に報いることができる
- ④結果責任を株主と共有することによる使命感の充足を可能とする
- ⑤株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たしうる公正性および合理性が担保されている

●報酬構成

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、前事業年度の会社業績および個人業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬、当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成し、基本報酬および業績連動報酬は金銭により、株式報酬は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給しております。

種	類	概	要
固定報酬	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・役位に応じて決定 ・月例報酬として支給 	
変動報酬	業績連動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・会社業績、個人業績により、支給額が毎年変動 ・会社業績の指標としては、連結売上高および連結営業利益を使用 ・会社業績は、単年度予算の達成度を測る単年度予算評価および前年度実績からの成長率を測る対前年成長率評価により評価。また、連結営業利益については、連結営業利益の絶対額に応じて支給額を決定するプロフィットシェアも導入 ・算出された金額を任期月数で除し、月例報酬として支給 	
	株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の譲渡制限を付した譲渡制限付株式とし、役位毎に、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給される金銭報酬債権の金額を設定 ・株主総会終了後の毎年一定の時期に付与 	

社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

●報酬水準

取締役の報酬水準は、社内外の優秀人材を採用し、動機付け、引き留められる報酬水準を担保できるよう、以下を参照し決定しております。

<報酬ベンチマーク先>

- ・外部調査会社データに基づく日系大手企業の水準
- ・当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業の水準

●報酬構成比率

業績向上のインセンティブを働かせるとともに、株主を始めとするステークホルダーとの利害共有を進めるため、固定報酬（基本報酬）と変動報酬（業績連動報酬および株式報酬）の構成割合は約6：4としております。具体的には、上位役位ほど変動報酬の割合を高めつつ、固定報酬を59%～54%、変動報酬を41%～46%の構成比率で設計しております。

●報酬ガバナンス 〈報酬の決定方法〉

取締役の報酬制度内容、会社および個人の業績評価結果、算定した報酬の額は、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬委員会に諮った上で、取締役会でこれを決定しております。

当事業年度の役員報酬については、2021年6月4日開催の報酬委員会において、報酬制度に則った会社および個人の業績評価結果に基づく個人別の報酬額を審議し、2021年6月29日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役の個人業績評価は、執行の長を務める代表取締役社長CEOが決定することが最も適切であることから、報酬委員会へ諮問した結果に基づき、個人業績評価を含む個人別の報酬額を代表取締役社長CEOである川村和夫が決定することを決議いたしました。

取締役会から代表取締役社長CEOに委任する権限が適切に行使されるよう、個人業績結果を含む個人別の報酬額は、報酬委員会の答申に基づき代表取締役社長CEOが決定することとしております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

〈当年度報酬が報酬の決定方針に沿うと取締役会が判断した理由〉

当社取締役の報酬額は、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、客観的な視点に基づき議論され、その審議内容の概要は取締役会に報告されております。個人業績結果を含む個人別の報酬額は、報酬委員会からの当該答申に基づき、代表取締役社長CEOが決定していることから、報酬の決定方針に沿った内容であると判断しております。

□. 業績連動報酬等に関する事項

●目的

「明治グループ2026ビジョン」および中期経営計画の重要指標にコミットさせ、業績向上を動機づけるために設定しております。

●業績指標

会社業績の評価においては、「明治グループ2026ビジョン」の実現に向け、連結売上高および連結営業利益額を指標としております。代表取締役社長CEOを除く役位については、個人業績も評価項目に加えることとしております。

●評価方法

連結売上高・連結営業利益の単年度予算の達成度を測る単年度予算評価および前年度実績からの成長率を測る対前年成長率評価により評価を行っております。また、連結営業利益については、連結営業利益の絶対額に応じて支給額が決定するプロフィットシェアも導入しております。

●支給額計算方法

基準額に、以下のとおり算出される係数を乗じることで、支給額を計算しております。

業績指標	指 標	係 数 計 算 方 法
会社業績	連結売上高	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度予算評価および対前年成長率評価の各係数の平均値を支給額の計算に用いることとしております。 ・単年度予算評価は、年度予算達成で100%とします。年度予算の達成率80～120%に応じて、係数が0～200%で変動します。 ・対前年成長率評価は、前年度業績と同業績で100%とします。対前年成長率80～120%に応じて、係数が0～200%で変動します。
	連結営業利益	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度予算評価および対前年成長率評価の各係数の平均値を支給額の計算に用いることとしております。 ・単年度予算評価は、年度予算達成で100%とします。年度予算の達成率50～150%に応じて、係数が0～200%で変動します。 ・対前年成長率評価は、前年度業績と同業績で100%とします。対前年成長率50～150%に応じて、係数が0～200%で変動します。
	プロフィットシェア (連結営業利益)	<ul style="list-style-type: none"> ・連結営業利益の絶対額に応じて係数を決定します。 ・係数の上限は設定しておりません。
個人業績		<ul style="list-style-type: none"> ・個人業績を代表取締役社長CEOが総合勘案し、7段階の評価に応じ、係数が0～200%の間で変動します。 ・なお、代表取締役社長CEOについては、個人業績の設定はありません。

●当年度の実績

当事業年度に支給した業績連動報酬の算定に用いた実績値および目標値は、以下に示すとおりであります。

	実績値 (2020年度)	目 標 値
連結売上高 (百万円)	1,191,765	1,287,300
連結営業利益 (百万円)	106,061	115,500

(注) プロフィットシェアは、毎年の連結営業利益の絶対額に応じ支給額が決定されるものであるため、目標値は定めておりません。

八. 非金銭報酬等に関する事項

●目的

当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを与えると同時に、株主を始めとするステークホルダーとの利害共有を進めるために設定しております。

●スキーム

3年以上の譲渡制限を付した譲渡制限付株式とし、役員毎に、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給される金銭報酬債権の金額を設定しております。

●株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与および取締役と株主の皆様との一層の価値共有を目的とするものです。

本株式報酬制度においては、対象取締役は、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資し、当社が新たに発行し、または処分する当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を引き受けることとなります。本株式報酬制度により当社が新たに発行し、または処分する本割当株式の総数は、年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会にて決定されます。

また、本株式報酬制度による本割当株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式の全部を当然に無償で取得すること、および③本割当株式の譲渡制限に関し、一定の事由を解除条件とすることなどが含まれることといたします。

なお、当社の執行役員ならびに当社子会社である株式会社 明治およびMeiji Seika ファルマ株式会社の取締役および執行役員に対しても、本株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

●本割当契約の概要

〈譲渡制限期間〉

譲渡制限期間は、本割当株式の交付日から3年以上の、取締役会があらかじめ定める期間とし、当該期間中、対象取締役は、本割当株式について譲渡等をしてはならないものといたします。

〈地位喪失時の取扱い〉

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、その地位喪失につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

〈譲渡制限の解除等〉

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中に継続して当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除いたします。対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該いずれの地位をも喪失した直後の時点で、当該対象取締役が選任された月から当該いずれの地位をも喪失した月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り上げます。）の本割当株式について、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

〈本割当株式の管理に関する定め〉

対象取締役は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

〈組織再編等における取扱い〉

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、所定のとおり合理的に調整いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

二. 取締役および監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) および対象員数 (名)					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		業績連動報酬		株式報酬	
		総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数
取締役 (社外取締役を除く)	258	125	5	99	3	33	3
監査役 (社外監査役を除く)	61	61	4	—	—	—	—
社外取締役	45	45	5	—	—	—	—
社外監査役	28	28	2	—	—	—	—
合 計	394	261	16	99	3	33	3

- (注) 1. 対象員数には、2021年6月29日付にて退任した取締役2名、監査役2名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
3. 監査役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額3億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 当社は、2017年6月29日開催の第8回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、上記2. の報酬等の額とは別に年額2億円以内、株式数の上限を年20,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。
5. 株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役松村眞理子氏は、株式会社アダストリアおよび株式会社ファンドクリエーショングループの社外監査役であります。当社は株式会社アダストリアおよび株式会社ファンドクリエーショングループとの間に特別な関係はありません。
- 取締役河田正也氏は、日清紡ホールディングス株式会社の取締役会長およびセントラル硝子株式会社の社外取締役であります。当社は日清紡ホールディングス株式会社およびセントラル硝子株式会社との間に特別な関係はありません。

- c. 取締役久保山路子氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社 Kids Smile Holdingsおよび株式会社三井住友銀行の社外取締役であります。株式会社三井住友銀行は、資金借入先であり、当社の株式を保有しております。当社は株式会社三越伊勢丹ホールディングスおよび株式会社 Kids Smile Holdingsとの間に特別な関係はありません。
- d. 監査役渡邊肇氏は、株式会社日立物流の社外取締役であります。当社は株式会社日立物流との間に特別な関係はありません。
- e. 監査役安藤まこと氏は、日本コンクリート工業株式会社の社外監査役およびインヴァスト株式会社の社外取締役であります。当社は日本コンクリート工業株式会社およびインヴァスト株式会社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
社 外 取 締 役	松 村 眞 理 子	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、弁護士としての観点から経営に対して活発な助言、意見をいただいております。
社 外 取 締 役	河 田 正 也	当事業年度、取締役就任以降に開催の取締役会14回全てに出席し、経験豊富な企業経営者としての観点から経営に対して活発な助言、意見をいただいております。
社 外 取 締 役	久 保 山 路 子	当事業年度、取締役就任以降に開催の取締役会14回全てに出席し、これまでの豊富な職歴による見識から経営に対して活発な助言、意見をいただいております。
社 外 監 査 役	渡 邊 肇	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回中16回に出席し、弁護士としての観点から活発な助言、意見をいただいております。
社 外 監 査 役	安 藤 ま こ と	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回中16回に出席し、公認会計士としての観点から活発な助言、意見をいただいております。

(注) 河田正也および久保山路子の両氏は、2021年6月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
松村 眞理子	<p>弁護士としての豊富なキャリアと見識を有しており、当社グループの経営に対して高度かつ専門的な観点からの助言や業務執行に対する適切な監督を行うことを期待しておりましたが、当社取締役会において、専門的知見および豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会においては、委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性ある指名手続きとなるよう関与・助言し、委員としては積極的な意見・提言を行っております。加えて、報酬委員会委員として、公正な意見・提言を行っております。</p>
河田 正也	<p>環境・エネルギーカンパニーグループにおける経営者として、グループ経営、グローバル経営を推進してきた豊富なキャリアと見識を有しており、当該視点から当社グループの経営に対してグローバルな視点による助言や業務執行に対する適切な監督を行うことを期待しておりましたが、当社取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会においては、委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性ある報酬手続きとなるよう関与・助言し、委員としては公正な意見・提言を行っております。加えて、指名委員会委員として、積極的な意見・提言を行っております。</p>
久保山 路子	<p>これまでの多彩な職歴による豊富な経験と見識を有しており、多様な視点から当社グループの経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行うことを期待しておりましたが、当社取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会および報酬委員会においては、委員として、様々な角度から意見・提言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	86	16
連結子会社	155	5
合 計	242	21

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および報酬等支払額を確認、検証するとともに、当事業年度における監査計画の内容、報酬等の額の見積り算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社の英文統合報告書作成および経理業務に関するアドバイザリー業務等ならびに連結子会社の経理業務に関するアドバイザリー業務に対し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であると認められる場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、食と健康、薬品を主な事業とし、お客さまの生涯を通じて身近な存在として事業展開しており、中・長期的に安定的な経営基盤の確保が不可欠であります。

「2023中期経営計画」では、ROICを起点とした経営管理体制の推進により資本生産性向上に向けた事業体質の強化・改善に加え、規律ある経営資源配分による強固な財務基盤の構築を図ってまいります。

また、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における重要課題として認識し、連結配当性向について2024年3月期までに40%水準に引き上げるとともに、最適資本構成や資金余力等を勘案し、必要に応じて自己株式の取得も検討していく方針であります。

なお、非経常的な特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金額を決定することがあります。

当事業年度につきましては、上記剰余金の配当等の決定に関する方針に則り、期末配当金を1株当たり90円とさせていただきます。この結果、年間配当額は、2021年12月7日に実施いたしました1株につき80円の間配当金と合わせて1株当たり170円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2022年6月7日（火曜日）とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載された金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第13期 (2022年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	455,611
現金及び預金	67,409
受取手形及び売掛金	173,949
商品及び製品	119,316
仕掛品	3,993
原材料及び貯蔵品	61,720
その他	29,307
貸倒引当金	△85
固定資産	661,848
有形固定資産	483,491
建物及び構築物	177,078
機械装置及び運搬具	167,534
工具器具備品	13,587
土地	72,594
リース資産	709
建設仮勘定	51,986
無形固定資産	18,150
のれん	26
その他	18,123
投資その他の資産	160,206
投資有価証券	124,127
繰延税金資産	7,166
退職給付に係る資産	22,356
その他	6,613
貸倒引当金	△58
資産合計	1,117,459

科目	第13期 (2022年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	286,811
支払手形及び買掛金	107,634
短期借入金	18,227
1年内償還予定の社債	10,000
未払費用	31,474
未払法人税等	20,141
契約負債	5,907
返金負債	15,929
賞与引当金	11,737
その他	65,759
固定負債	117,626
社債	20,000
長期借入金	33,039
繰延税金負債	5,381
退職給付に係る負債	54,662
役員退職慰労引当金	73
その他	4,469
負債合計	404,438
純資産の部	
株主資本	632,873
資本金	30,000
資本剰余金	80,503
利益剰余金	560,238
自己株式	△37,868
その他の包括利益累計額	40,462
その他有価証券評価差額金	36,347
繰延ヘッジ損益	73
為替換算調整勘定	7,673
退職給付に係る調整累計額	△3,631
非支配株主持分	39,684
純資産合計	713,021
負債純資産合計	1,117,459

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第13期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		1,013,092
売上原価		689,843
売上総利益		323,249
販売費及び一般管理費		230,327
営業利益		92,922
営業外収益		
受取利息・配当金	1,614	
持分法による投資利益	1,550	
為替差益	391	
雑収入	1,830	5,387
営業外費用		
支払利息	500	
イベント関連損失	509	
支払補償費	426	
雑損	2,886	4,323
経常利益		93,985
特別利益		
固定資産売却益	1,981	
投資有価証券売却益	3,676	
関係会社株式売却益	34,680	
補助金収入	8,913	
その他	1,528	50,780
特別損失		
固定資産廃棄損	3,239	
減損損失	2,005	
固定資産圧縮損	8,913	
その他	2,151	16,310
税金等調整前当期純利益		128,455
法人税、住民税及び事業税	37,311	
法人税等調整額	△1,242	36,068
当期純利益		92,387
非支配株主に帰属する当期純利益		4,890
親会社株主に帰属する当期純利益		87,497

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第13期 (2022年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	30,486
現金及び預金	11,530
関係会社短期貸付金	11,676
未収還付法人税等	6,582
その他	696
固定資産	360,927
有形固定資産	12,421
建物	3,544
構築物	29
機械及び装置	29
工具器具備品	79
土地	8,735
その他	3
無形固定資産	115
商標権	114
特許権	1
投資その他の資産	348,390
投資有価証券	39,126
関係会社株式	270,111
関係会社長期貸付金	39,115
その他	37
資産合計	391,413

科目	第13期 (2022年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	93,477
1年以内償還予定の社債	10,000
1年以内返済予定の長期借入金	11,776
未払費用	431
関係会社預り金	70,243
その他	1,025
固定負債	51,894
社債	20,000
長期借入金	24,415
繰延税金負債	7,427
その他	51
負債合計	145,371
純資産の部	
株主資本	229,623
資本金	30,000
資本剰余金	205,971
資本準備金	7,500
その他資本剰余金	198,471
利益剰余金	32,432
その他利益剰余金	32,432
繰越利益剰余金	32,432
自己株式	△38,780
評価・換算差額等	16,419
その他有価証券評価差額金	16,419
純資産合計	246,042
負債純資産合計	391,413

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第13期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
営業収益		
関係会社経営管理料	2,360	
関係会社配当金収入	32,187	34,547
営業費用		
一般管理費	4,100	4,100
営業利益		30,447
営業外収益		
受取利息・配当金	939	
雑収入	74	1,013
営業外費用		
支払利息	270	
社債発行費	43	
雑損	91	405
経常利益		31,055
特別利益		
投資有価証券売却益	668	668
特別損失		
固定資産廃棄損	17	
支援金	50	67
税引前当期純利益		31,656
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△82	△79
当期純利益		31,735

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

明治ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人		
東京事務所		
指定有限責任社員	公認会計士	高田 慎司
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	江村羊奈子
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	衣川 清隆
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

明治ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江村羊奈子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 衣川 清隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

明治ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤）千田 広 秋 ㊟

監査役（常勤）大野 高 敬 ㊟

監査役（社外）渡 邊 肇 ㊟

監査役（社外）安藤 まこと ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示による株主へのみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記対照表の変更案のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示による株主へのみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>1. 第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示による株主へのみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等			
1	かわむらかずお 川村和夫	代表取締役	社長 CEO 経営企画部・グループ人事戦略部・ 価値共創センター管掌 (株)明治取締役 Meiji Seika ファルマ(株)取締役	再任		
2	こばしだいきちろう 小林大吉郎	取締役	執行役員 COO (医薬品セグメント) Meiji Seika ファルマ(株)代表取締役社長 KMバイオロジクス(株)代表取締役会長	再任		
3	まつだかつなり 松田克也	取締役	執行役員 COO (食品セグメント) (株)明治代表取締役社長	再任		
4	しおざきこういちろう 塩崎浩一郎	取締役	専務執行役員 CFO 経営管理部・リスクマネジメント部管掌 Meiji Seika ファルマ(株)取締役 KMバイオロジクス(株)取締役	再任		
5	ふるたじゅん 古田純	取締役	専務執行役員 CSO コーポレートコミュニケーション部・ サステナビリティ推進部管掌 (株)明治取締役	再任		
6	まつむらまりこ 松村真理子	社外取締役		再任	社外	独立
7	かわたまざや 河田正也	社外取締役		再任	社外	独立
8	くぼやまみちこ 久保山路子	社外取締役		再任	社外	独立
9	Peter D. Pedersen ピーター D. ピーダーセン			新任	社外	独立

取締役の選任方針と手続き

- ①取締役は、指名委員会の審議を経た上で、取締役会で候補者を選定し、株主総会で選任します。
- ②取締役は、国籍・ジェンダー・年齢などの多様性を考慮し、「明治グループ2026ビジョン」の実現に向けて、経営戦略、グローバルビジネス、営業・マーケティング、財務・会計、人事・ダイバーシティ、法務・リスクマネジメント、コーポレートコミュニケーション、サステナビリティなど、各項目の観点で高度な専門的知識と高い見識を有する者を選定します。
- ③業務執行取締役は、豊富な経験や専門的な知識とともに、経営判断能力・人格が優れていることを前提として、過去の業績などを踏まえ、当社グループの持続的な成長を目指し、企業理念の実現、企業価値の向上に向けて、透明で公正かつ迅速・果敢な意思決定と最適なグループマネジメントを実現する者を選定します。
- ④独立社外取締役は、経営に対し客観的かつ多角的な視点を持つとともに、後記の独立性判断基準を満たし、独立社外取締役の役割を担うことができる人格・見識・能力を有する者を選定します。
- ⑤取締役の再任は、指名委員会において、取締役に求められる役割を取締役会において発揮しているかという観点で、実質的な議論を行い、その是非を判断します。
- ⑥取締役の解任は、適時に指名委員会で審議し、取締役会はその解任案の是非を決定します。取締役の解任は法令の定めに従って行います。

取締役候補者のスキルマトリックス

	専門性・バックグラウンド							
	経営戦略	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	財務・ 会計	人事・ ダイバーシティ	法務・ リスクマネジメント	コーポレート コミュニケーション	サステナビリティ
川村 和夫	●		●		●		●	●
小林 大吉郎	●		●				●	
松田 克也	●		●				●	
塩崎 浩一郎	●			●		●		
古田 純	●	●		●			●	●
松村 真理子					●	●		
河田 正也	●	●			●			●
久保 山路子	●		●		●		●	
ピーター D. ピーダーセン	●	●			●			●

候補者
番号

1

かわ むら かず お
川村 和夫

(1953年8月25日生)



再任

所有する当社株式の数

43,668株

取締役会出席状況

19回/19回

略歴、当社における地位、担当

1976年4月 明治乳業(株)入社
2007年6月 同取締役
2009年6月 同執行役員
2010年6月 同取締役
2010年6月 同常務執行役員
2011年4月 (株)明治取締役 現在に至る
2011年4月 同専務執行役員
2012年6月 同代表取締役
2012年6月 同社長
2012年6月 当社取締役 現在に至る
2018年6月 Meiji Seika ファルマ(株)取締役 現在に至る
2018年6月 当社代表取締役 現在に至る
2018年6月 同社長 現在に至る
2019年4月 同価値共創センター管掌 現在に至る
2020年6月 同CEO 現在に至る
2020年6月 同経営企画部管掌 現在に至る
2021年4月 同グループ人事戦略部管掌 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)明治取締役
Meiji Seika ファルマ(株)取締役
一般社団法人Jミルク会長
食品産業中央協議会会長

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、経営企画、営業、広報等、様々な分野にて経験と実績を重ね、事業再編以降の食品事業の構造改革を強力に推進してまいりました。2012年に(株)明治の代表取締役社長、2018年に当社の代表取締役社長、2020年からは当社の代表取締役社長CEOとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な経験と実績を活かしてグループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者
番号

2

こ ばやし だい きち ろう
小林 大吉郎 (1954年8月21日生)



再 任

所有する当社株式の数
15,128株

取締役会出席状況
19回/19回

略歴、当社における地位、担当

- 1979年 4月 明治製菓(株)入社
- 2010年 6月 同執行役員
- 2011年 4月 Meiji Seika ファルマ(株)執行役員
- 2013年 6月 同取締役 現在に至る
- 2013年 6月 同常務執行役員
- 2014年 6月 同代表取締役 現在に至る
- 2014年 6月 同社長 現在に至る
- 2014年 6月 当社取締役 現在に至る
- 2020年 6月 同執行役員 現在に至る
- 2020年 6月 同COO (医薬品セグメント) 現在に至る
- 2021年 6月 KMバイオロジクス(株)代表取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

Meiji Seika ファルマ(株)代表取締役社長
KMバイオロジクス(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、営業戦略、流通政策、医薬情報管理等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2010年に明治製菓(株)の執行役員医薬営業戦略部長、2011年にMeiji Seika ファルマ(株)の執行役員、2013年に取締役常務執行役員、2014年には代表取締役社長、また、2020年からは当社の取締役執行役員COOに就任し、医薬品事業のトップとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な経験と実績を活かしてグループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

3

まつ だ かつ なり
松田 克也

(1957年8月25日生)



再任

所有する当社株式の数
13,722株

取締役会出席状況
19回/19回

略歴、当社における地位、担当

1980年4月 明治乳業(株)入社
2012年6月 (株)明治執行役員
2015年6月 同常務執行役員
2017年6月 同取締役 現在に至る
2017年6月 同専務執行役員
2018年6月 同代表取締役 現在に至る
2018年6月 同社長 現在に至る
2018年6月 当社取締役 現在に至る
2020年6月 同執行役員 現在に至る
2020年6月 同COO(食品セグメント) 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)明治代表取締役社長
日本乳品貿易(株)代表取締役社長
日本チョコレート・ココア協会会長

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、市乳、加工食品、菓子、栄養等、様々な事業分野にて経験と実績を重ねております。2012年に(株)明治の執行役員乳食品事業部長、2015年に常務執行役員、2017年に取締役専務執行役員、2018年には代表取締役社長、また、2020年からは当社の取締役執行役員COOに就任し、食品事業のトップとしてグループの経営を担っております。これまでの豊富な経験と実績を活かしてグループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者
番号

4

しお ざき こう いち ろう
塩崎 浩一郎 (1954年8月22日生)



再任

所有する当社株式の数
14,574株

取締役会出席状況
19回/19回

略歴、当社における地位、担当

1978年4月 明治乳業(株)入社
2011年4月 (株)明治執行役員
2015年6月 当社取締役 現在に至る
2015年6月 同執行役員
2015年6月 同経理財務部長
2017年6月 同常務執行役員
2020年4月 同経理財務部管掌
2020年6月 KMバイオロジクス(株)取締役 現在に至る
2020年6月 Meiji Seika ファルマ(株)取締役 現在に至る
2020年6月 当社専務執行役員 現在に至る
2020年6月 同CFO 現在に至る
2020年6月 同人事総務部管掌
2021年4月 同経営管理部管掌 現在に至る
2021年4月 同リスクマネジメント部管掌 現在に至る

重要な兼職の状況

Meiji Seika ファルマ(株)取締役
KMバイオロジクス(株)取締役

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、経理、予算管理、総務等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2011年に(株)明治の執行役員経営管理部長、2015年に当社の取締役執行役員経理財務部長、2017年に取締役常務執行役員、また、2020年からは取締役専務執行役員CFOに就任しており、これまでの豊富な経験と実績を活かしてグループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

5

ふるた じゅん
古田 純

(1957年8月17日生)



再任

所有する当社株式の数
8,010株

取締役会出席状況
19回/19回

略歴、当社における地位、担当

- 1981年4月 明治製菓(株)入社
- 2013年6月 (株)明治執行役員
- 2014年6月 当社取締役 現在に至る
- 2014年6月 同執行役員
- 2014年6月 同IR広報部長
- 2018年6月 同常務執行役員
- 2019年10月 同サステナビリティ推進部管掌 現在に至る
- 2020年4月 同IR広報部管掌
- 2020年6月 (株)明治取締役 現在に至る
- 2020年6月 当社専務執行役員 現在に至る
- 2020年6月 同CSO 現在に至る
- 2022年4月 同コーポレートコミュニケーション部管掌 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)明治取締役

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、経営企画、経理、広報、米国子会社経理責任者等、様々な分野にて経験と実績を重ねております。2013年に(株)明治の執行役員広報部長、2014年に当社の取締役執行役員IR広報部長、2018年に取締役常務執行役員、また、2020年からは取締役専務執行役員CSOに就任しており、これまでの豊富な経験と実績を活かしてグループのさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待しております。

候補者
番号

6

まつ むら ま り こ
松村 眞理子 (1959年9月24日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数
545株

取締役会出席状況
19回/19回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富なキャリアを有しており、当社グループの経営に対して高度かつ専門的な観点からの助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

略歴、当社における地位、担当

- 1988年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 1988年4月 ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所入所
- 1994年2月 龍土綜合法律事務所入所
- 2006年1月 真和綜合法律事務所入所 現在に至る
- 2018年6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2022年4月 第一東京弁護士会会長 現在に至る

重要な兼職の状況

- 弁護士
(株)ファンドクリエーショングループ社外監査役

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

7

かわ た ま さ や
河田 正也

(1952年4月20日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数
287株

取締役会出席状況
14回/14回
(取締役就任以降)

略歴、当社における地位、担当

- 1975年4月 日清紡績(株) (現 日清紡ホールディングス(株)) 入社
- 2006年6月 同執行役員
- 2007年6月 同取締役 現在に至る
- 2009年4月 日清紡ブレーキ(株)代表取締役社長
- 2010年6月 日清紡ホールディングス(株)常務執行役員
- 2011年6月 日清紡ケミカル(株)代表取締役社長
- 2012年6月 日清紡ホールディングス(株)専務執行役員
- 2012年6月 日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長
- 2013年6月 日清紡ホールディングス(株)代表取締役社長
- 2019年3月 同代表取締役会長
- 2021年6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2022年3月 日清紡ホールディングス(株)取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

- 日清紡ホールディングス(株)取締役会長
- セントラル硝子(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2013年に日清紡ホールディングス(株)の代表取締役社長、2019年に代表取締役会長、2022年からは取締役会長として、同社のグループ経営・グローバル経営を推進されております。当社グループの経営に対して、その豊富な経営経験・実績と高い見識から、有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

くぼやま みちこ
久保山 路子 (1956年4月16日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数
143株

取締役会出席状況
14回/14回
(取締役就任以降)

略歴、当社における地位、担当

1980年4月 花王石鹼(株) (現 花王(株)) 入社
2006年4月 同商品広報部部長
2011年4月 同商品広報センター センター長
2016年5月 同生活者研究部コミュニケーションフェロー
2021年6月 当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
(株)Kids Smile Holdings社外取締役
(株)三井住友銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花王(株)で商品広報センター センター長、生活者研究部コミュニケーションフェローを務められ、商品開発やマーケティングに関する豊富な経験を有しており、当社グループの経営に対して、消費者をはじめとした多様な視点から有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

9

P e t e r D . P e d e r s e n
ピーター D. ピーダーセン

(1967年11月29日生)



新任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

略歴、当社における地位、担当

2000年 9月 (株)イースクエア代表取締役社長

2015年 1月 一般社団法人NELIS代表理事

2020年 8月 特定非営利活動法人ネリス代表理事 現在に至る

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人ネリス代表理事
(株)丸井グループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2021年度より、当社「ESGアドバイザリーボード」の社外有識者として、サステナビリティ経営への助言をいただいております。環境・CSRコンサルティング会社等での豊富な経験ならびにグローバルレベルでのサステナビリティ経営および次世代リーダー育成に関する高い見識を有しており、これらを活かして当社グループの経営に対する有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ピーター D. ピーダーセン氏は、2021年度より、当社「ESGアドバイザーボード」の社外有識者としての報酬を受けております。また、同氏は特定非営利活動法人ネリスの代表理事であり、当社は特定非営利活動法人ネリスが主催する活動に参加しております。直近の事業年度における当該報酬および参加費の当社支払額は合計200万円未満であり、当社の「独立性判断基準」を満たしております。
2. 上記以外に、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松田克也氏は、日本乳品貿易(株)の代表取締役社長であります。日本乳品貿易(株)は(株)明治の関連会社であり、当社は日本乳品貿易(株)との間に特別な関係はありません。
4. 河田正也氏は、日清紡ホールディングス(株)の取締役会長であります。当社は日清紡ホールディングス(株)との間に特別な関係はありません。
5. 松村真理子、河田正也、久保山路子およびピーター D. ピーダーセンの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
6. 松村真理子氏の戸籍上の氏名は細井真理子であり、久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。また、ピーター D. ピーダーセン氏は、登記上「ピーダーセン ピーター デイヴィッド」として表記されます。
7. 松村真理子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。また、河田正也および久保山路子の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、松村真理子、河田正也および久保山路子の各氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。なお、各氏が取締役に再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は、ピーター D. ピーダーセン氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
10. 当社は、松村真理子、河田正也および久保山路子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。なお、各氏が取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、ピーター D. ピーダーセン氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
13. 松田克也氏は、2022年6月7日付にて、一般社団法人日本アイスクリーム協会会長に就任する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いま むら まこと
今村 誠

(1961年12月13日生)



略 歴

- 1988年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
- 1988年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所
- 1996年 2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 1998年12月 三宅坂綜合法律事務所入所
- 2013年 6月 当社補欠監査役 現在に至る
- 2016年 1月 霞門綜合法律事務所 (現 潮見坂綜合法律事務所) 開設
現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士
アルヒ(株)社外監査役

所有する当社株式の数
一 株

- (注) 1. 今村誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 今村誠氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。
3. 今村誠氏は、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しているため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
4. 当社は、今村誠氏が監査役に就任する場合には、同氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
5. 当社は、今村誠氏が監査役に就任する場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。今村誠氏が監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準（独立性判断基準）を下記のとおり定めております。

記

社外取締役および社外監査役が独立性を有するという場合は、当該社外取締役および社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととする。

- ① 当社またはその子会社の業務執行者
- ② 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
- ③ 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑤ 就任前10年間に於いて①に該当していた者
- ⑥ 就任前1年間に於いて②から④までに該当していた者
- ⑦ 現在または就任前1年間に於いて、①から④に該当していた者（重要でない者を除く。）の2親等内の近親者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得た者をいう。

株主総会会場ご案内略図

会場

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 コンベンションホール

東京都港区芝公園四丁目8番1号 電話番号(03) 5400-1111 (代表)

交通

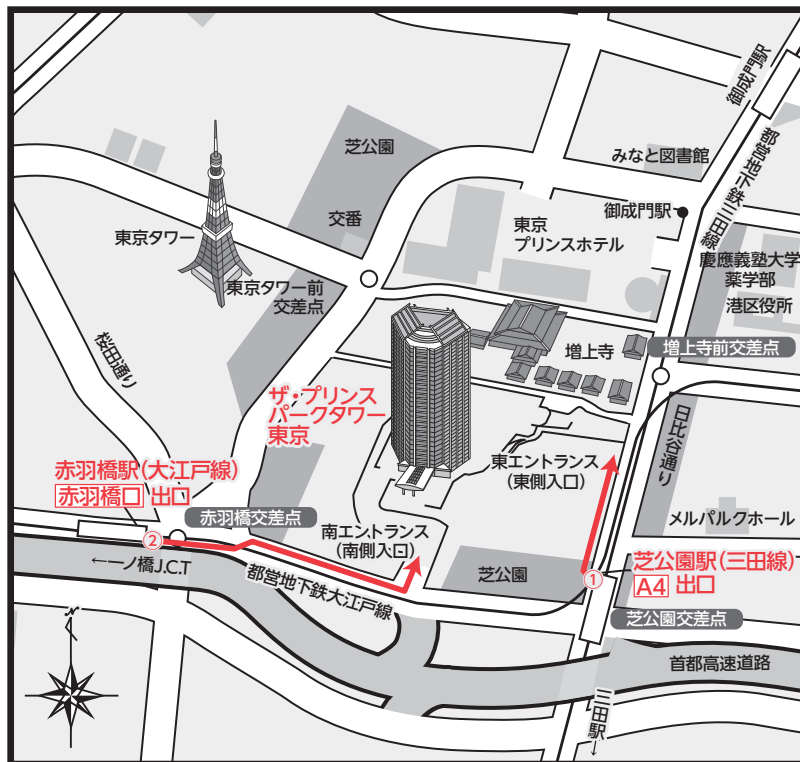
① 都営地下鉄三田線 芝公園駅

A4 出口より「東エントランス」
(東側入口) 経由、会場まで徒歩約10分

② 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅

赤羽橋口出口より「南エントランス」
(南側入口) 経由、会場まで徒歩約10分

(会場は、東京プリンスホテルとは別のホテルであり敷地が離れております。お間違いのないようご注意ください。)



※会場には、本株主総会用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。
※お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。